

第4回

農業委員会総会議事録

平成 26 年 10 月 29 日(水)

幕別町農業委員会

第4回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成26年10月29日(水) 午後2時28分から午後3時05分まで

2 開催場所 ふれあいセンター福寿

3 出席委員(24名)

会長	26番	谷内	雅貴
会長職務代理者	25番	田邊	忠幸
委員	1番	石川	雅洋
	2番	加藤	宏
	3番	大野	和也
	4番	高橋	秀樹
	5番	井田	留吉
	6番	中島	孝
	8番	齊藤	一男
	9番	小原	喜久雄
	10番	渡邊	ひろ子
	11番	蛭原	一治
	12番	鬼頭	良市
	13番	白木	孝和
	14番	深松	俊英
	15番	宗廣	武夫
	16番	国枝	隆幸
	17番	千葉	茂喜
	18番	森	勤子
	20番	尾藤	欣二
	21番	大澤	慶博
	22番	高野	英一
	23番	前川	厚司
	24番	香西	浩志

4 欠席委員(2名)	7番	大道	健實
	19番	鯖戸	英明

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

- 第1号 農業委員会等の見直しに関する意見書について
- 第2号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
- 第3号 農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて
- 第4号 農地法第5条の規定による許可について
- 第5号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について
- 第6号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について
- 第7号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

5) 議案

第1号 農用地の買入協議に係る要請について

第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

第5号 現況証明について

6) 協議

第1号 幕別町及び幕別町議会に対する要請について

6	事務局長	高橋 宏邦
	忠類支局長	天羽 徹
	農地振興係長	鯨岡 健
	忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
	農地振興係主査	佐瀬 洋美
	農地振興係主事	川本 貴士

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会議則第8条第1項の規定により、定足数に足しておりますので、ただ今から第4回農業委員会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に、8番齊藤委員、9番小原委員、を指名致します。よろしくお願いいたします。
議長	次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、7番大道委員、19番鯖戸委員より欠席する旨の届け出がございますのでご報告いたします。
議長	次に報告第1号「農業委員会等の見直しに関する意見書について」を議題といたします。事務局から説明いたします。
事務局	報告第1号「農業委員会等の見直しに関する意見書について」。別紙「農業委員会等の見直しに関する意見書」をご覧ください。十勝農業委員会連合会において協議・決定されましたこちらの意見書について、各市町村長・議会に対し理解を求める取組みをされるよう依頼がありましたので、10月14日谷内会長より、岡田町長・古川議長へ意見書を提出するとともに、農業委員会改革に対する十勝農委連及び当委員会の取組みの経緯と今後の対応を説明し、町並びに議会にご理解、ご協力をお願いいたしました。また、十勝農委連におきましては、9月26日に清水衆議院議員、9月29日十勝選出の道議会議員、10月4日に中川農林水産大臣政務官へそれぞれ要請活動を行っています。北海道農業会議といたしましては、本日29日道農業会議役員と各地方農委連の代表者が自民

	党議員・農水省との意見交換を行っています。また、系統組織の今後の取組みといたしましては、1月下旬にかけて与党農林関係部会等への要請活動やその後は関係法案の国会提出・審議に対し、農業委員会組織の意見を反映させるための国会対策を強化していくという予定であります。以上で報告とさせていただきます。
議長	報告第1号について何かご質問ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。
議長	次に報告第2号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第2号1番から4番の説明をいたします。
事務局	報告第2号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」。農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告いたします。案件は議案書1ページ、2ページの4件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第2号1番から4番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第2号1番から4番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第3号「農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて」を議題といたします。事務局から報告第3号1番の説明をいたします。
事務局	報告第3号「農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて」。農地法第4条の規定により許可した下記の農地について、申請者より許可申請の取下げ届の提出があったので報告いたします。案件は議案書3ページの平成26年4月28日第34回幕別町農業委員会総会で審議した案件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。平成26年5月17日付けで許可しておりましたが、平成26年10月2日付けで許可の取下げ申請がありましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第3号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第3号1番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第4号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告第4号1番について説明いたします。
事務局	報告第4号「農地法第5条の規定による許可について」。農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告いたします。案件は議案書4ページの平成26年9月29日第3回総会で審議された1件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお、平成26年10月27日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	報告第4号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第4号1番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第5号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。事務局から報告第5号1番の説明をいたします。
事務局	報告第5号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」。農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されていることを確認したので報告いたします。案件は議案書5ページの平成24年4月15日に許可をしておりました1件でございます。10月7日付けでそれぞれ完了報告を受理し、10月24日の現地調査で農地として復元されていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第5号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第5号1番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第6号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題と

事務局	たします。事務局から報告第6号1番、2番の説明をいたします。 報告第6号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」。農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、農地・採草放牧地以外として確認したので報告いたします。案件は議案書6ページの1件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。10月24日の現地調査で農地・採草放牧地以外として確認いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第6号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第6号1番、2番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第7号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第7号1番の説明をいたします。
事務局	報告第7号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」。公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告いたします。案件は今月22日に町公社が利用調整を行った1件であります。内容につきましては記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	報告第7号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第7号1番については報告のとおり承認されました。
議長	次に議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。議案第1号1番について事務局から説明いたします。
事務局	【議案第1号1番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の案件は報告第7号の幕別町の農業振興公社が行った利用調整の案件でございます。幕別町に対しまして、農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づき要請をするものでありますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長	議案第1号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第1号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第2号1番、2番について事務局から説明いたします。
事務局	【議案第2号1番、2番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容はお手元にございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。
14番	14番説明いたします。この案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えます。以上で説明を終わります。よろしくお願いします。
議長	それでは質疑を行います質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番、2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第2号1番、2番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第2号3番、4番について事務局から説明いたします。
事務局	【議案第2号3番、4番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は別添調査書2ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
24 番	24 番ご説明申し上げます。この案件は後継者への借り換えに伴うものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 3 番、4 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 3 番、4 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 5 番、6 番について事務局から説明申し上げます。
事務局	【議案第 2 号 5 番、6 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 3 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いします。
25 番	25 番説明いたします。この案件につきましては、今月 22 日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 5 番、6 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 5 番、6 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 7 番、8 番について事務局から説明いたします。

事務局	【議案第2号7番、8番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は別添調査書4ページに記載されております通り、経営面積従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
2番	2番説明いたします。この案件につきましては、今月22日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号7番、8番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第2号7番、8番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第3号1番、2番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号1番、2番について、議案書をもとに朗読】
事務局	これらの案件は別添農地法第3条調査書1ページ、2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
24番	24番説明いたします。これらの案件につきましては、親から子への使用貸借による経営委譲でありますので、周辺農地への影響は無いと考えております。なお、詳細につきましては事務局の説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番、2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号1番、2番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号3番、4番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号3番、4番について、議案書をもとに朗読】
事務局	これらの案件は別添調査書3ページ、4ページに記載されておりますとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明と朗読を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
2番	2番説明いたします。去る10月24日大道委員、前川委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局のご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号3番、4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号3番、4番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号5番について事務局から説明いたします。
事務局	【議案第3号5番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第5項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の説明と朗読を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
13番	13番説明いたします。去る10月24日大道委員、前川委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局のご説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

ます。

議長

この案件につきましては、農地部会の報告もございますので、よろしくお願いいたします。

24 番

農地部会からご報告申し上げます。本日農地部会長の大道委員が欠席しておりますことから、副部副会長であります私の方からご説明申し上げます。去る10月17日新規法人による農地の賃貸であるため、農地部会を開催し事業計画等内容の確認をいたしました。申請者は意欲的であり、農業生産法人の要件及び許可要件を満たしていることから、特に問題はないので協議を終えておりましたので、ご報告申し上げます。以上です。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号5番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第3号5番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第3号6番について事務局から説明いたします。

事務局

【議案第3号6番について、議案書をもとに朗読】

事務局

この案件は別添調査書6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5 番

5番説明いたします。この案件につきましては、後継者への生前贈与による所有権移転であります。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局の説明のとおりでございます。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第3号6番は原案のとおり可決されました。

議長	次に議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第４号１番について事務局から説明を申し上げます。
事務局	【議案第４号１番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は砂利採取を目的とする転用でございます。農地区部は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は期間１年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障はないため、問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。また申請業者は町内での砂利採取は初めてでありますが、豊頃町に確認したところ、十分な実績があることの回答を得ております。よろしくお願いいたします。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
６番	６番説明いたします。この案件につきましては去る１０月２４日大道委員、前川委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないものと考えております。なお、詳細につきましては事務局の説明のとおりでございます。以上です。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第４号１番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第４号１番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第４号２番について事務局から説明いたします。
事務局	【議案第４号２番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件の申請地は農家住宅の建設に伴う転用でございます。なお、農地区部は第一種農地であります。第一種農地は原則不許可であります。本件は農業振興地域整備計画の農業を担うべきものの育成確保のための施設として位置付けられた農家住宅の転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添審査表に記載されておりますとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
６番	６番説明します。この案件につきましては、農家住宅の建設に伴う転用でござ

	ざいます。去る 8 月 22 日、農振除外案件として蛭原委員、大澤委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 4 号 2 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 5 号「現況証明について」を議題といたします。議案第 5 号 1 番から 3 番について事務局から説明いたします。
事務局	【議案第 5 号 1 番から 3 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
3 番	3 番説明いたします。これらの案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る 10 月 24 日、大道委員、前川委員、事務局とで現地を確認していただきました。農地・採草放牧地以外ということでご確認いただいておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 5 号 1 番から 3 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 5 号 1 番から 3 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 5 号 4 番について事務局から説明いたします。
事務局	【議案第 5 号 4 番について、議案書をもとに朗読】

事務局	以上で議案の朗読を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
6 番	6 番説明いたします。この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る 10 月 24 日、大道委員、前川委員、事務局とで現地を確認していただきました。農地・採草放牧地以外ということで、ご確認いただいておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 5 号 4 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 5 号 4 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に協議第 1 号「幕別町及び幕別町議会に対する要請について」を議題といたします。事務局から説明いたします。
事務局	【協議第 1 号について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上内容を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。
議長	提案理由の説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。協議第 1 号について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって協議第 1 号は原案のとおり可決されました。
議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第 4 回農業委員会総会を閉会いたします。

上記の会議の顛末を記たことに相違ないことを証明するためにここに署名、押印する。

議事録署名委員

8 番

印

9 番

印

議長

印